

掛川市訓令甲第2号

掛川市臨時職員等の任用等に関する規程（平成17年掛川市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

第10条第3項第6号中「7月」を「6月」に改める。

別表第3の1の表備考2中「及び体育指導助手」を「、体育指導助手、介護認定調査員及び管理栄養士」に改める。

附 則

この訓令甲は、平成24年4月1日から施行する。